

日整連第 7-164 号
令和 7 年 7 月 18 日

各地方自動車整備振興会会長 殿

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

会 長 喜谷 辰夫
(公印省略)

自動車整備技能登録試験事務規程の一部改正について

標記について、別添のとおり（令和 7 年 7 月 15 日理事会決定）としたので、送付します。

自動車整備技能登録試験事務規程の一部改正について

自動車整備士技能検定規則及び自動車整備士技能検定規則の細目の改正を受け、自動車整備技能登録試験事務規程の一部を下記新旧対照表のとおり改正する。

記

自動車整備技能登録試験事務規程一部改正新旧対照表

新	旧
(この規則の適用) 第1条 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）定款第4条第10号の規定に基づく自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」という。）の実施については、「自動車整備士技能検定規則」（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）第6条の7の規定により定められた、本規程によるものとする。 (目的) 第2条 登録試験は、自動車整備士として必要な自動車整備に関する知識及び技能を判定し、自動車整備の向上を図ることを目的とする。 (組織及び業務等) 第3条 登録試験の実施については、日整連定款第43条第1項の規定に基づく自動車整備技能登録試験中央委員	(この規則の適用) 第1条 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）定款第4条第10号の規定に基づく自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」という。）の実施については、「自動車整備士技能検定規則」（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）第6条の7の規定により定められた、本規程によるものとする。 (目的) 第2条 登録試験は、自動車整備士として必要な自動車整備に関する知識及び技能を判定し、自動車整備の向上を図ることを目的とする。 (組織及び業務等) 第3条 登録試験の実施については、日整連定款第43条第1項の規定に基づく自動車整備技能登録試験中央委員

会（以下「中央委員会」という。）、自動車整備技能登録試験地方委員会（以下「地方委員会」という。）及び自動車整備技能登録試験ブロック連絡委員会（以下「連絡委員会」という。）が、これにあたる。

- 2 中央委員会には事務局を置く。
- 3 中央委員会は委員長がこれを召集し、その議長となる。
- 4 事務局に関する規程は、別に定める。
- 5 中央委員会には分科会を置くことができる。
- 6 地方委員会は、都道府県（ただし、北海道にあつては運輸支局管轄区域）ごとに設ける。
- 7 連絡委員会は、運輸局管轄区域ごとに設ける。
- 8 中央委員会委員、地方委員会委員及び連絡委員会委員は、自動車整備振興会の役員、又は職員及び自動車の整備技術に関する学識経験を有する者のうちから、日整連会長が任命又は委嘱する。
- 9 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。
- 10 中央委員会は、日整連会長の指示を受け、次の事項をつかさどる。
 - (1) 登録試験の実施計画に関すること。
 - (2) 試験問題に関すること。
 - (3) 採点要領及び合格基準に関すること。
 - (4) 登録試験の監理に関すること。
 - (5) 登録試験の採点及び合格審査に関すること。
 - (6) 合格の取消に関すること。
 - (7) 登録試験の経理に関すること。
 - (8) 登録試験担当者の研修に関すること。

会（以下「中央委員会」という。）、自動車整備技能登録試験地方委員会（以下「地方委員会」という。）及び自動車整備技能登録試験ブロック連絡委員会（以下「連絡委員会」という。）が、これにあたる。

- 2 中央委員会には事務局を置く。
- 3 中央委員会は委員長がこれを召集し、その議長となる。
- 4 事務局に関する規程は、別に定める。
- 5 中央委員会には分科会を置くことができる。
- 6 地方委員会は、都道府県（ただし、北海道にあつては運輸支局管轄区域）ごとに設ける。
- 7 連絡委員会は、運輸局管轄区域ごとに設ける。
- 8 中央委員会委員、地方委員会委員及び連絡委員会委員は、自動車整備振興会の役員、又は職員及び自動車の整備技術に関する学識経験を有する者のうちから、日整連会長が任命又は委嘱する。
- 9 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。
- 10 中央委員会は、日整連会長の指示を受け、次の事項をつかさどる。
 - (1) 登録試験の実施計画に関すること。
 - (2) 試験問題に関すること。
 - (3) 採点要領及び合格基準に関すること。
 - (4) 登録試験の監理に関すること。
 - (5) 登録試験の採点及び合格審査に関すること。
 - (6) 合格の取消に関すること。
 - (7) 登録試験の経理に関すること。
 - (8) 登録試験担当者の研修に関すること。

(9) その他登録試験に関すること。 1 1 地方委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、次の事項をつかさどる。 (1) 登録試験の監理に関すること。 (2) 受験資格審査に関すること。 (3) 受験の停止に関すること。 (4) 学科試験（口述試験に限る。）の採点に関すること。 (5) 実技試験の採点に関すること。 (6) 登録試験の経理に関すること。 (7) その他登録試験実施に関すること。 1 2 連絡委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、次の事項をつかさどる。 (1) 運輸局管轄区域内における登録試験実施の調整に関すること。 (2) 中央委員会と地方委員会との連絡に関すること。 1 3 中央委員会委員長は、登録試験の運営についての専門事項を審議するため、自動車整備技能登録試験運営専門委員会（以下「運営専門委員会」という。）を設ける。 1 4 運営専門委員会委員は、自動車整備振興会の役員、又は中央委員会事務局職員のうちから、中央委員会委員長が任命又は委嘱する。 1 5 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。 1 6 運営専門委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、登録試験に関する運営上の専門的事項を審議する。 1 7 中央委員会委員長は、登録試験について技術的な専門事項を審議するため、自動車整備技能登録試験技術専	(9) その他登録試験に関すること。 1 1 地方委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、次の事項をつかさどる。 (1) 登録試験の監理に関すること。 (2) 受験資格審査に関すること。 (3) 受験の停止に関すること。 (4) 学科試験（口述試験に限る。）の採点に関すること。 (5) 実技試験の採点に関すること。 (6) 登録試験の経理に関すること。 (7) その他登録試験実施に関すること。 1 2 連絡委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、次の事項をつかさどる。 (1) 運輸局管轄区域内における登録試験実施の調整に関すること。 (2) 中央委員会と地方委員会との連絡に関すること。 1 3 中央委員会委員長は、登録試験の運営についての専門事項を審議するため、自動車整備技能登録試験運営専門委員会（以下「運営専門委員会」という。）を設ける。 1 4 運営専門委員会委員は、自動車整備振興会の役員、又は中央委員会事務局職員のうちから、中央委員会委員長が任命又は委嘱する。 1 5 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。 1 6 運営専門委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、登録試験に関する運営上の専門的事項を審議する。 1 7 中央委員会委員長は、登録試験について技術的な専門事項を審議するため、自動車整備技能登録試験技術専
---	---

門委員会（以下「技術専門委員会」という。）を設ける。 1 8 技術専門委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、登録試験に関する試験問題作成等の技術上の専門的事項を審議する。 1 9 技術専門委員会には部会を置くことができる。 2 0 技術専門委員会は、自動車の整備技術に関する学識経験を有する者であって、次に掲げる条件に適合する者をそれぞれ2名以上含む10名以上で構成される合議制の機関とし、委員は日整連会長が任命又は委嘱する。 （1）一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であって、自動車の整備作業に関し15年以上の実務の経験を有する者 （2）学校教育法による大学において通算して3年以上工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 （3）国土交通省自動車局に置かれる検定委員又は検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行っている者 （4）国の公務員として自動車の点検若しくは整備若しくは検査に関する法令に関する事務に従事した者又はこれと同等以上の知識を有する者 2 1 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。 2 2 中央委員会委員長は、登録試験に関し必要な場合は、顧問を置くことができる。	門委員会（以下「技術専門委員会」という。）を設ける。 1 8 技術専門委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、登録試験に関する試験問題作成等の技術上の専門的事項を審議する。 1 9 技術専門委員会には部会を置くことができる。 2 0 技術専門委員会は、自動車の整備技術に関する学識経験を有する者であって、次に掲げる条件に適合する者をそれぞれ2名以上含む10名以上で構成される合議制の機関とし、委員は日整連会長が任命又は委嘱する。 （1）一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であって、自動車の整備作業に関し15年以上の実務の経験を有する者 （2）学校教育法による大学において通算して3年以上工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者 （3）国土交通省自動車局に置かれる検定委員又は検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行っている者 （4）国の公務員として自動車の点検若しくは整備若しくは検査に関する法令に関する事務に従事した者又はこれと同等以上の知識を有する者 2 1 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。 2 2 中央委員会委員長は、登録試験に関し必要な場合は、顧問を置くことができる。
---	---

2 3 地方委員会は、口述試験及び実技試験の採点を行うため、試験専門委員を置く。

2 4 試験専門委員は、地方整備職員及び自動車の整備技術に関する学識経験を有する者のうち、次に掲げる条件のいずれかに適合する者の中から地方委員会委員長が推薦し日整連会長が委嘱する。

(1) 一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であって、自動車の整備作業に関し5年以上の実務の経験を有する者

(2) 国土交通省自動車局及び地方運輸局に置かれる自動車整備士技能検定委員又は同検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行っている者

(3) 国の公務員として自動車の点検若しくは整備又は検査に関する法令に関する事務に従事した者

(4) 前第1号、第2号又は第3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

2 5 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。

(登録試験の種類)

第4条 登録試験の種類は次のとおりとする。

一級大型自動車学科試験（筆記試験）

一級大型自動車学科試験（口述試験）

一級大型自動車実技試験

一級小型自動車学科試験（筆記試験）

一級小型自動車学科試験（口述試験）

2 3 地方委員会は、口述試験及び実技試験の採点を行うため、試験専門委員を置く。

2 4 試験専門委員は、地方整備職員及び自動車の整備技術に関する学識経験を有する者のうち、次に掲げる条件のいずれかに適合する者の中から地方委員会委員長が推薦し日整連会長が委嘱する。

(1) 一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であって、自動車の整備作業に関し5年以上の実務の経験を有する者

(2) 国土交通省自動車局及び地方運輸局に置かれる自動車整備士技能検定委員又は同検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行っている者

(3) 国の公務員として自動車の点検若しくは整備又は検査に関する法令に関する事務に従事した者

(4) 前第1号、第2号又は第3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

2 5 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。

(登録試験の種類)

第4条 登録試験の種類は次のとおりとする。

一級大型自動車学科試験（筆記試験）

一級大型自動車学科試験（口述試験）

一級大型自動車実技試験

一級小型自動車学科試験（筆記試験）

一級小型自動車学科試験（口述試験）

一級小型自動車実技試験
一級2輪自動車学科試験（筆記試験）
一級2輪自動車学科試験（口述試験）
一級2輪自動車実技試験
二級ガソリン自動車学科試験
二級ガソリン自動車実技試験
二級ジーゼル自動車学科試験
二級ジーゼル自動車実技試験
二級自動車シャシ学科試験
二級自動車シャシ実技試験
二級2輪自動車学科試験
二級2輪自動車実技試験
三級自動車シャシ学科試験
三級自動車シャシ実技試験
三級自動車ガソリン・エンジン学科試験
三級自動車ガソリン・エンジン実技試験
三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験
三級自動車ジーゼル・エンジン実技試験
三級2輪自動車学科試験
三級2輪自動車実技試験
自動車タイヤ学科試験
自動車タイヤ実技試験
自動車電気装置学科試験
自動車電気装置実技試験
自動車車体学科試験
自動車車体実技試験

2 学科試験は、筆記（一級の学科試験にあつては、筆記及

一級小型自動車実技試験
一級2輪自動車学科試験（筆記試験）
一級2輪自動車学科試験（口述試験）
一級2輪自動車実技試験
二級ガソリン自動車学科試験
二級ガソリン自動車実技試験
二級ジーゼル自動車学科試験
二級ジーゼル自動車実技試験
二級自動車シャシ学科試験
二級自動車シャシ実技試験
二級2輪自動車学科試験
二級2輪自動車実技試験
三級自動車シャシ学科試験
三級自動車シャシ実技試験
三級自動車ガソリン・エンジン学科試験
三級自動車ガソリン・エンジン実技試験
三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験
三級自動車ジーゼル・エンジン実技試験
三級2輪自動車学科試験
三級2輪自動車実技試験
自動車タイヤ学科試験
自動車タイヤ実技試験
自動車電気装置学科試験
自動車電気装置実技試験
自動車車体学科試験
自動車車体実技試験

2 学科試験は、筆記（一級の学科試験にあつては、筆記及

び口述) により行う。

- 3 口述による学科試験（以下「口述試験」という。）は、同一種類の筆記による学科試験（国の実施した一級の検定試験による筆記試験を含む。以下「筆記試験」という。）に合格した者について行う。
- 4 一級の学科試験にあつては、口述試験に合格したことをもって学科試験に合格したものとする。
- 5 実技試験は、同一種類の学科試験（国の実施した検定試験による学科試験を含む。）に合格した者について行う。

（試験の一部免除）

第5条 一級の学科試験のうち、筆記試験（国の実施した検定試験による筆記試験を含む。）に合格し口述試験（国の実施した一級の検定試験による口述試験を含む。）に不合格となった者に対しては、その筆記試験の日（国の実施した一級の筆記試験に合格し口述試験に不合格となった者は、その筆記試験の日）から2年に達した日の属する月の末日までに行われる同一種類の筆記試験を免除する。

2. 学科試験（国の実施した検定試験による学科試験を含む。）に合格しその実技試験（国の実施した検定試験による実技試験を含む。）に不合格になった者に対しては、その実技試験の日から2年以内に行われる同一種類の登録試験に係る学科試験を免除する。

（登録試験の内容及び水準）

第6条 登録試験の内容及び水準は、別表1に定めるところによる。

び口述) により行う。

- 3 口述による学科試験（以下「口述試験」という。）は、同一種類の筆記による学科試験（国の実施した一級の検定試験による筆記試験を含む。以下「筆記試験」という。）に合格した者について行う。
- 4 一級の学科試験にあつては、口述試験に合格したことをもって学科試験に合格したものとする。
- 5 実技試験は、同一種類の学科試験（国の実施した検定試験による学科試験を含む。）に合格した者について行う。

（試験の一部免除）

第5条 一級の学科試験のうち、筆記試験（国の実施した検定試験による筆記試験を含む。）に合格し口述試験（国の実施した一級の検定試験による口述試験を含む。）に不合格となった者に対しては、その筆記試験の日（国の実施した一級の筆記試験に合格し口述試験に不合格となった者は、その筆記試験の日）から2年に達した日の属する月の末日までに行われる同一種類の筆記試験を免除する。

2. 学科試験（国の実施した検定試験による学科試験を含む。）に合格しその実技試験（国の実施した検定試験による実技試験を含む。）に不合格になった者に対しては、その実技試験の日から2年以内に行われる同一種類の登録試験に係る学科試験を免除する。

（登録試験の内容及び水準）

第6条 登録試験の内容及び水準は、別表1に定めるところによる。

2 登録試験の問題作成及び合否判定等は、次によるものとする。

(1) 合格基準

中央委員会は、試験実施の都度、検定規則第6条第6項の表第5号中の「国土交通大臣が定める基準」により合格基準を定める。

(2) 試験分野、出題数等

登録試験の種類別の試験分野、出題数、点数配分及び試験時間は原則として別表2に定めるところによる。

(一級の受験資格)

第7条 一級大型自動車、一級小型自動車又は一級2輪自動車の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 検定規則による自動車整備士の二級の技能検定(二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。以下この条において同じ。)に合格した日から自動車の整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者

(2) 二級の技能検定に合格した者であって、検定規則による一種養成施設(以下「一種養成施設」という。)の一級の課程を修了した者、又は修了見込の者

(二級の受験資格)

第8条 二級ガソリン自動車、二級ジーゼル自動車又は二級2輪自動車の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

2 登録試験の問題作成及び合否判定等は、次によるものとする。

(1) 合格基準

中央委員会は、試験実施の都度、検定規則第6条第6項の表第5号中の「国土交通大臣が定める基準」により合格基準を定める。

(2) 試験分野、出題数等

登録試験の種類別の試験分野、出題数、点数配分及び試験時間は原則として別表2に定めるところによる。

(一級の受験資格)

第7条 一級大型自動車、一級小型自動車又は一級2輪自動車の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 検定規則による自動車整備士の二級の技能検定(二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。以下この条において同じ。)に合格した日から自動車の整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者

(2) 二級の技能検定に合格した者であって、検定規則による一種養成施設(以下「一種養成施設」という。)の一級の課程を修了した者

(二級の受験資格)

第8条 二級ガソリン自動車、二級ジーゼル自動車又は二級2輪自動車の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 検定規則による自動車整備士の三級の技能検定（以下「三級の技能検定」という。）に合格した日から自動車の整備作業に関し2年以上の実務の経験を有する者 (2) 次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年4ヵ月以上の実務の経験を有する者 イ 都道府県及び市町村が設置する職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が1年以上で訓練時間が1400時間以上の職業訓練を受けた者 ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による工業学校を含む。）又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者 ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）による四級海技士（機関）又はこれより上級の資格の海技従事者 ニ 航空法（昭和27年法律第231号）による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者 ホ 高等学校に相当する外国の学校の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者	(1) 検定規則による自動車整備士の三級の技能検定（以下「三級の技能検定」という。）に合格した日から自動車の整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者 (2) 次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し2年以上の実務の経験を有する者 イ 都道府県及び市町村が設置する職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が1年以上で訓練時間が1400時間以上の職業訓練を受けた者 ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による工業学校を含む。）又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者 ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）による四級海技士（機関）又はこれより上級の資格の海技従事者 ニ 航空法（昭和27年法律第231号）による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者 ホ 高等学校に相当する外国の学校の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者
--	---

へ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（以下「大学」という。）又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ト 一種養成施設の三級の課程を修了した者 チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者 （３）職業能力開発促進法による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し１年４ヵ月以上の実務の経験を有する者 （４）次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し１年以上の実務の経験を有する者 イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者（当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者 （５）二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し８ヵ月以上の実務の経験を有する者 （６）職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とす	へ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（以下「大学」という。）又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ト 一種養成施設の三級の課程を修了した者 チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者 （３）職業能力開発促進法による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し２年以上の実務の経験を有する者 （４）次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し１年６ヵ月以上の実務の経験を有する者 イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者（当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。） ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者 （５）二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し１年以上の実務の経験を有する者 （６）職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とす
---	--

る職業訓練の課程を修了し、訓練期間が2年以上で訓練時間が2800時間以上の職業訓練を受けた者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し8ヵ月以上の実務の経験を有する者 (7) 次に掲げる者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し4ヵ月以上の実務の経験を有する者 イ 第4号イ又はロに掲げる者 ロ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2800時間以上の職業訓練を受けた者 (8) 第2号ハ又はニに掲げる者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した者 (9) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校（独立行政法人雇用・能力開発機構が設置するものを含む。）において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者、又は修了見込の者（旧職業訓練法による職業訓練大学校において運輸装置科を訓練科目とする職業訓練指導員の長期訓練の課程を修了した者、又は修了見込の者を含む。） (10) 一種養成施設の二級の課程を修了した者、又は修了見込の者 (11) 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者、又は卒業見込の者 (12) 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の	る職業訓練の課程を修了し、訓練期間が2年以上で訓練時間が2800時間以上の職業訓練を受けた者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者 (7) 次に掲げる者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し6ヵ月以上の実務の経験を有する者 イ 第4号イ又はロに掲げる者 ロ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2800時間以上の職業訓練を受けた者 (8) 第2号ハ又はニに掲げる者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した者 (9) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校（独立行政法人雇用・能力開発機構が設置するものを含む。）において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者（旧職業訓練法による職業訓練大学校において運輸装置科を訓練科目とする職業訓練指導員の長期訓練の課程を修了した者を含む。） (10) 一種養成施設の二級の課程を修了した者 (11) 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者 (12) 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の
--	---

整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

2 二級自動車シャシの登録試験を受けようとする者は、当該登録試験（学科試験）の日の前日において、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年4ヵ月以上の実務の経験を有する者

（2）前項第2号イ、ロ若しくはホからチまでのいずれかに掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者

（3）職業能力開発促進法による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者

（4）前項第4号イ若しくはロ又は同項第7号ロに掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し8ヵ月以上の実務の経験を有する者

（5）前項第9号から第11号までに掲げる者

（6）国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

2 二級自動車シャシの登録試験を受けようとする者は、当該登録試験（学科試験）の日の前日において、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し2年以上の実務の経験を有する者

（2）前項第2号イ、ロ若しくはホからチまでのいずれかに掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年6ヵ月以上の実務の経験を有する者

（3）職業能力開発促進法による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年6ヵ月以上の実務の経験を有する者

（4）前項第4号イ若しくはロ又は同項第7号ロに掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者

（5）前項第9号から第11号までに掲げる者

（6）国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

(三級の受験資格)

第9条 三級の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において次の各号(三級自動車シャシの登録試験を受ける場合にあつては第9号、三級自動車ガソリン・エンジン又は三級自動車ジーゼル・エンジンの登録試験を受ける場合にあつては第8号、三級2輪自動車の登録試験を受ける場合にあつては第8号及び第9号を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 自動車の整備作業(三級2輪自動車の登録試験を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し6ヵ月以上の実務の経験(15才となった日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者
- (2) 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し3ヵ月以上の実務の経験を有する者

イ 前条第1項第2号ロからホまでに掲げる者

ロ 職業能力開発促進法による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者

ハ 前条第1項第4号イ又はロに掲げる者

- (3) 都道府県及び市町村が設置する職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発校(以下「職業能力開発校」という。)において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者、又は修了見込の者であつて、訓練期間が1年以上で訓練時間が1400時間以上の職業訓練を受けた者

- (4) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校(以下「大学」という。)又は高等学校において自動車に関する

(三級の受験資格)

第9条 三級の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において次の各号(三級自動車シャシの登録試験を受ける場合にあつては第5号、三級自動車ガソリン・エンジン又は三級自動車ジーゼル・エンジンの登録試験を受ける場合にあつては第4号、三級2輪自動車の登録試験を受ける場合にあつては第4号及び第5号を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 自動車の整備作業(三級2輪自動車の登録試験を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。)に関し1年以上の実務の経験(15才となった日以後の経験に限る。以下同じ。)を有する者

- (2) 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し6ヵ月以上の実務の経験を有する者

イ 前条第1項第2号ロからホまでに掲げる者

ロ 職業能力開発促進法による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者

ハ 前条第1項第4号イ又はロに掲げる者

- (3) 前条第1項第2号イ若しくはハからチまで又は第9号に掲げる者

(新設)

学科を修めて卒業した者、又は卒業見込の者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者、又は修了見込の者を含む。） （５）一種養成施設の三級の課程を修了した者、又は修了見込の者 （６）自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者、又は卒業見込の者 （７）職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校（独立行政法人雇用・能力開発機構が設置するものを含む。）において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者、又は修了見込の者（旧職業訓練法による職業訓練大学校において運輸装置科を訓練科目とする職業訓練指導員の長期訓練の課程を修了した者、又は修了見込の者を含む。） （８）自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者 （９）自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者 （タイヤ、電気装置及び車体の受験資格） 第１０条 自動車タイヤ、自動車電気装置及び自動車車体の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験（学科試験）の日の前日において次の各号（自動車タイヤ及び自動車電気装置の登録試験を受けようとする者にあつては、第３号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。 （１）受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備	（新設） （新設） （新設） （４）自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者 （５）自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者 （タイヤ、電気装置及び車体の受験資格） 第１０条 自動車タイヤ、自動車電気装置及び自動車車体の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験（学科試験）の日の前日において次の各号（自動車タイヤ及び自動車電気装置の登録試験を受けようとする者にあつては、第３号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。 （１）受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備
--	--

作業に関し1年4ヵ月以上の実務の経験を有する者 (2) 第8条第1項第4号イ、ロ若しくは第7号ロ又は前条第2号ロに掲げる者であつて、受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者 (3) 次に掲げる者であつて、受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備作業に関し8ヵ月以上の実務の経験を有する者 イ 第8条第1項第9号から第12号までに掲げる者 ロ 自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者 ハ 職業能力開発校において自動車車体整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が2年以上で訓練時間が2800時間以上の職業訓練を受けた者 (4) 一種養成施設の受けようとする登録試験に係る整備士を養成する課程を修了した者、又は修了見込の者 (5) 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の受けようとする登録試験に係る整備士を養成する課程を修めて卒業した者、又は卒業見込の者 (6) 国土交通大臣が、受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備作業に関し、前各号に掲げる者の有する技能と同等以上の技能を有すると認めた者 (登録試験の施行) 第11条 一級大型自動車学科試験、一級小型自動車学科	作業に関し2年以上の実務の経験を有する者 (2) 第8条第1項第2号イ、ロ若しくは第7号ロ又は前条第2号ロに掲げる者であつて、受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備作業に関し1年6ヵ月以上の実務の経験を有する者 (3) 次に掲げる者であつて、受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者 イ 第8条第1項第9号から第12号までに掲げる者 ロ 自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者 ハ 職業能力開発校において自動車車体整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が2年以上で訓練時間が2800時間以上の職業訓練を受けた者 (4) 一種養成施設の受けようとする登録試験に係る整備士を養成する課程を修了した者 (5) 自動車に関する学科を有する大学であつて国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の受けようとする登録試験に係る整備士を養成する課程を修めて卒業した者 (6) 国土交通大臣が、受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備作業に関し、前各号に掲げる者の有する技能と同等以上の技能を有すると認めた者 (登録試験の施行) 第11条 一級大型自動車学科試験、一級小型自動車学科
--	---

試験、一級2輪自動車学科試験、二級ガソリン自動車学科試験、二級ジーゼル自動車学科試験、二級自動車シャシ学科試験、二級2輪自動車学科試験、三級自動車シャシ学科試験、三級自動車ガソリン・エンジン学科試験、三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験、三級2輪自動車学科試験、自動車タイヤ学科試験、自動車電気装置学科試験及び自動車車体学科試験は、原則として毎年1回以上行う。

2 前項以外の登録試験は、それぞれ日整連会長が必要と認めるときに行う。

3 学科試験のうち筆記試験は、原則として地方委員会ごとに行う。

4 口述試験及び実技試験は、日整連会長が指定する地方委員会で行う。

5 前項に規定する日整連会長が指定する地方委員会は、次のとおりとする。

自動車整備技能登録試験	札幌地方委員会
自動車整備技能登録試験	宮城地方委員会
自動車整備技能登録試験	新潟地方委員会
自動車整備技能登録試験	東京地方委員会
自動車整備技能登録試験	愛知地方委員会
自動車整備技能登録試験	大阪地方委員会
自動車整備技能登録試験	広島地方委員会
自動車整備技能登録試験	香川地方委員会
自動車整備技能登録試験	福岡地方委員会
自動車整備技能登録試験	沖縄地方委員会

6 年間の試験実施計画は自動車整備技能登録試験事務規程施行細則（以下「施行細則」という。）で定める。

試験、一級2輪自動車学科試験、二級ガソリン自動車学科試験、二級ジーゼル自動車学科試験、二級自動車シャシ学科試験、二級2輪自動車学科試験、三級自動車シャシ学科試験、三級自動車ガソリン・エンジン学科試験、三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験、三級2輪自動車学科試験、自動車タイヤ学科試験、自動車電気装置学科試験及び自動車車体学科試験は、原則として毎年1回以上行う。

2 前項以外の登録試験は、それぞれ日整連会長が必要と認めるときに行う。

3 学科試験のうち筆記試験は、原則として地方委員会ごとに行う。

4 口述試験及び実技試験は、日整連会長が指定する地方委員会で行う。

5 前項に規定する日整連会長が指定する地方委員会は、次のとおりとする。

自動車整備技能登録試験	札幌地方委員会
自動車整備技能登録試験	宮城地方委員会
自動車整備技能登録試験	新潟地方委員会
自動車整備技能登録試験	東京地方委員会
自動車整備技能登録試験	愛知地方委員会
自動車整備技能登録試験	大阪地方委員会
自動車整備技能登録試験	広島地方委員会
自動車整備技能登録試験	香川地方委員会
自動車整備技能登録試験	福岡地方委員会
自動車整備技能登録試験	沖縄地方委員会

6 年間の試験実施計画は自動車整備技能登録試験事務規程施行細則（以下「施行細則」という。）で定める。

(登録試験の公示等)

第12条 登録試験の種類、期日、実施場所等は年度当初、官報に公示する。

2 終了した試験の問題、解答(口述試験及び実技試験は除く。)及び合格基準は中央委員会が公表する。

(受験の申請)

第13条 登録試験を受けようとする者は、受けようとする登録試験の種類ごとに、自動車整備技能登録試験(学科・実技)受験申請書(様式は別途定める。以下「申請書」という。)に申請前6ヵ月以内に撮影した写真(脱帽し正面から写した縦4.5cm、横3.5cmのもので、裏面に受けようとする登録試験の種類、生年月日及び氏名を記載したもの。)1葉を添えて、受けようとする登録試験を実施する地方委員会委員長を経由して、日整連会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する者は、受験資格を有することを証する書面を提示しなければならない。

3 前項の受験資格を有することを証する書面とは、自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号。)第21条の合格証書、自動車整備技能者手帳、卒業証書、修了証書、修了(卒業)証明書、修了(卒業)見込証明書、事業主の発行する証明書、その他をいう。

4 第15条の試験を停止又は無効とされた者であって、登録試験を受けさせない期間が満了していない者及び第18条の登録試験の合格の取消しを受けた者であって、

(登録試験の公示等)

第12条 登録試験の種類、期日、実施場所等は年度当初、官報に公示する。

2 終了した試験の問題、解答(口述試験及び実技試験は除く。)及び合格基準は中央委員会が公表する。

(受験の申請)

第13条 登録試験を受けようとする者は、受けようとする登録試験の種類ごとに、自動車整備技能登録試験(学科・実技)受験申請書(様式は別途定める。以下「申請書」という。)に申請前6ヵ月以内に撮影した写真(脱帽し正面から写した縦4.5cm、横3.5cmのもので、裏面に受けようとする登録試験の種類、生年月日及び氏名を記載したもの。)1葉を添えて、受けようとする登録試験を実施する地方委員会委員長を経由して、日整連会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する者は、受験資格を有することを証する書面を提示しなければならない。

(新設)

3 第15条の試験を停止又は無効とされた者であって、登録試験を受けさせない期間が満了していない者及び第18条の登録試験の合格の取消しを受けた者であって、

登録試験を受けさせない期間が満了していない者の申請は受理してはならない。

- 5 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第55条第4項の国が行う検定試験に不正があり、その試験を停止し、又は合格を無効とされた者であつて、検定試験を受けさせない期間が満了していない者の登録試験の申請は受理してはならない。

（受験手数料）

第14条 受験手数料は次のとおりとする。

学科試験	一級	9,300円
	一級以外	7,200円
実技試験		14,000円

- 2 前項の受験手数料の納付は現金とし、前条第1項の申請書の提出時に納付する。

ただし、同一種類の学科試験及び実技試験を受験する場合は、学科試験合格発表後の中央委員会が別に定める期日までに、実技試験の受験手数料を納付する。

（受験の停止等）

第15条 登録試験に関して不正の行為があつたとき、中央委員会委員長及び地方委員会委員長は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又は、その試験を無効とすることができる。

この場合において、その者について、3年以内の期間を定めて登録試験を受けさせないことができる。

登録試験を受けさせない期間が満了していない者の申請は受理してはならない。

- 4 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第55条第4項の国が行う検定試験に不正があり、その試験を停止し、又は合格を無効とされた者であつて、検定試験を受けさせない期間が満了していない者の登録試験の申請は受理してはならない。

（受験手数料）

第14条 受験手数料は次のとおりとする。

学科試験	一級	9,300円
	一級以外	7,200円
実技試験		14,000円

- 2 前項の受験手数料の納付は現金とし、前条第1項の申請書の提出時に納付する。

ただし、同一種類の学科試験及び実技試験を受験する場合は、学科試験合格発表後の中央委員会が別に定める期日までに、実技試験の受験手数料を納付する。

（受験の停止等）

第15条 登録試験に関して不正の行為があつたとき、中央委員会委員長及び地方委員会委員長は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又は、その試験を無効とすることができる。

この場合において、その者について、3年以内の期間を定めて登録試験を受けさせないことができる。

(採点及び合否判定)

第16条 中央委員会委員長は、試験終了後第6条第2項の合格基準に基づき合否判定を行い、合格者名簿を作成して地方委員会委員長に通知する。

(登録試験の合格通知等)

第17条 中央委員会委員長が登録試験の合格者（一級の学科試験のうち筆記試験のみの合格者を除く。）を決定したときは、日整連会長が自動車整備技能登録試験合格証書（様式は別途定める。以下「合格証書」という。）を交付する。

2 地方委員会委員長は、一級の学科試験のうち筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者に対し、登録試験（筆記）合格証明書（様式は別途定める。以下「合格証明書」という。）を交付する。

3 合格証書の再交付はしない。ただし、紛失等で合格証書による合格したことの証明が出来なくなった場合は、申請により合格証明（様式は別途定める。）を交付する。

(登録試験の合格の取り消し)

第18条 日整連会長は、登録試験に合格した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その合格を取り消し、かつ、直ちに合格証書の返納を求めることができる。

この場合において、その者について、3年以内の期間を定めて登録試験を受けさせないことができる。

(1) 登録試験に際し不正の行為があったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(採点及び合否判定)

第16条 中央委員会委員長は、試験終了後第6条第2項の合格基準に基づき合否判定を行い、合格者名簿を作成して地方委員会委員長に通知する。

(登録試験の合格通知等)

第17条 中央委員会委員長が登録試験の合格者（一級の学科試験のうち筆記試験のみの合格者を除く。）を決定したときは、日整連会長が自動車整備技能登録試験合格証書（様式は別途定める。以下「合格証書」という。）を交付する。

2 地方委員会委員長は、一級の学科試験のうち筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者に対し、登録試験（筆記）合格証明書（様式は別途定める。以下「合格証明書」という。）を交付する。

3 合格証書の再交付はしない。ただし、紛失等で合格証書による合格したことの証明が出来なくなった場合は、申請により合格証明（様式は別途定める。）を交付する。

(登録試験の合格の取り消し)

第18条 日整連会長は、登録試験に合格した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その合格を取り消し、かつ、直ちに合格証書の返納を求めることができる。

この場合において、その者について、3年以内の期間を定めて登録試験を受けさせないことができる。

(1) 登録試験に際し不正の行為があったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載があったとき。

(3) 自動車の整備に関し技能が十分でないことが明らかになったとき。

(機密の保持等)

第19条 登録試験に関する委員会委員及びその他登録試験に関する職務を担当する者（以下「登録試験委員等」という。）は、登録試験に関する機密を漏洩してはならない。

2 登録試験委員等は、登録試験の公正な実施に務めなければならない。

3 登録試験に関する委員会委員が、登録試験に関する機密の漏洩をし、又は、公正な実施に違反したことが判明した場合は、その委員の任を解くものとする。

4 登録試験に関する職務を担当する職員が、登録試験に関する機密の漏洩をし、又は、公正な実施に違反したことが判明した場合は、以降、登録試験に関する職務に就けてはならない。

(登録試験の経理)

第20条 登録試験に関する経理は、中央委員会が行う。

(実施細目)

第21条 登録試験に関する細目は、施行細則の定めるところによる。

2 前項の施行細則は、中央委員会がこれを定める。

(登録試験業務の監査)

第22条 中央委員会委員長は、自動車整備技能登録試験

(3) 自動車の整備に関し技能が十分でないことが明らかになったとき。

(機密の保持等)

第19条 登録試験に関する委員会委員及びその他登録試験に関する職務を担当する者（以下「登録試験委員等」という。）は、登録試験に関する機密を漏洩してはならない。

2 登録試験委員等は、登録試験の公正な実施に務めなければならない。

3 登録試験に関する委員会委員が、登録試験に関する機密の漏洩をし、又は、公正な実施に違反したことが判明した場合は、その委員の任を解くものとする。

4 登録試験に関する職務を担当する職員が、登録試験に関する機密の漏洩をし、又は、公正な実施に違反したことが判明した場合は、以降、登録試験に関する職務に就けてはならない。

(登録試験の経理)

第20条 登録試験に関する経理は、中央委員会が行う。

(実施細目)

第21条 登録試験に関する細目は、施行細則の定めるところによる。

2 前項の施行細則は、中央委員会がこれを定める。

(登録試験業務の監査)

第22条 中央委員会委員長は、自動車整備技能登録試験

監査委員会（以下「監査委員会」という。）委員長より自動車整備技能登録試験監査規則第10条の規定に基づく登録試験業務に関する勧告を受けた場合には、速やかに改善措置を講ずると共に、その結果を監査委員会委員長に報告しなければならない。

（監督官庁への報告等）

第23条 次に掲げる事項について、毎事業年度又は試験実施の都度、国土交通大臣に報告するものとする。

（1）試験の問題及び採点基準

試験実施の60日以前

（2）全試験会場における試験の終了

試験実施当日

（3）採点の結果

試験実施後15日以内

（4）受験者数、合格者数、合格者名簿、試験問題及び不正受験者の有無

試験実施後30日以内

（5）事業報告書、収支決算書

事業年度終了後90日以内

（6）試験実施計画

事業年度開始30日以前

2 登録試験事務を行わないことになった場合には、その事由が発生した日以降遅延なく（ただし、登録試験事務の停止又は取消しを命ぜられた場合は、直ちに）、国土交通大臣と当該試験事務の引継ぎを行わなければならない。

附 則 （昭和46年1月27日 日整連認試第1号）

監査委員会（以下「監査委員会」という。）委員長より自動車整備技能登録試験監査規則第10条の規定に基づく登録試験業務に関する勧告を受けた場合には、速やかに改善措置を講ずると共に、その結果を監査委員会委員長に報告しなければならない。

（監督官庁への報告等）

第23条 次に掲げる事項について、毎事業年度又は試験実施の都度、国土交通大臣に報告するものとする。

（1）試験の問題及び採点基準

試験実施の60日以前

（2）全試験会場における試験の終了

試験実施当日

（3）採点の結果

試験実施後15日以内

（4）受験者数、合格者数、合格者名簿、試験問題及び不正受験者の有無

試験実施後30日以内

（5）事業報告書、収支決算書

事業年度終了後90日以内

（6）試験実施計画

事業年度開始30日以前

2 登録試験事務を行わないことになった場合には、その事由が発生した日以降遅延なく（ただし、登録試験事務の停止又は取消しを命ぜられた場合は、直ちに）、国土交通大臣と当該試験事務の引継ぎを行わなければならない。

附 則 （昭和46年1月27日 日整連認試第1号）

この規則は、昭和４６年１月２７日から実施する。 附 則 （昭和４６年１２月８日 日整連認試第２号） この規則は、昭和４６年１２月８日から実施する。 附 則 （昭和４７年８月２３日 日整連認試第１号） この規則は、昭和４７年８月２３日から実施する。 附 則 （昭和４８年６月１日 日整連認試第１号） １ この規則は、昭和４８年６月１日から実施する。 ２ 自動車整備技能認定試験規則（昭和４８年日整連認試第１号）第４条に規定する種類は、旧自動車整備技能認定試験規則（昭和４６年日整連認試第１号、同第２号及び昭和４７年日整連認試第１号。以下「旧規則」という。）による次表左欄の認定試験については、同表右欄のこの規則による認定試験とする。		この規則は、昭和４６年１月２７日から実施する。 附 則 （昭和４６年１２月８日 日整連認試第２号） この規則は、昭和４６年１２月８日から実施する。 附 則 （昭和４７年８月２３日 日整連認試第１号） この規則は、昭和４７年８月２３日から実施する。 附 則 （昭和４８年６月１日 日整連認試第１号） １ この規則は、昭和４８年６月１日から実施する。 ２ 自動車整備技能認定試験規則（昭和４８年日整連認試第１号）第４条に規定する種類は、旧自動車整備技能認定試験規則（昭和４６年日整連認試第１号、同第２号及び昭和４７年日整連認試第１号。以下「旧規則」という。）による次表左欄の認定試験については、同表右欄のこの規則による認定試験とする。	
旧規則による認定試験の種類	この規則による認定試験の種類	旧規則による認定試験の種類	この規則による認定試験の種類

自動車シャシ学科試験 自動車ガソリン・エンジン 学科試験 自動車ジーゼル・エンジン 学科試験	三級自動車シャシ学科試験 三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験 三級自動車ジーゼル・エンジン 学科試験	自動車シャシ学科試験 自動車ガソリン・エンジン 学科試験 自動車ジーゼル・エンジン 学科試験	三級自動車シャシ学科試験 三級自動車ガソリン・エンジン 学科試験 三級自動車ジーゼル・エンジン 学科試験
附 則 （昭和49年2月15日 日整連認試第1号） 1 この規則は、昭和49年2月15日から実施する。 2 第2号様式（合格証書）は、自動車タイヤ、自動車電気装置及び自動車車体に係る試験を 実施したときから施行する。 附 則 （昭和50年1月14日 日整連認試第2号） この規則は昭和50年1月14日から実施する。 附 則 （昭和50年8月1日 日整連認試第1号） この規則は昭和50年8月1日から実施する。 附 則 （昭和51年1月1日 日整連認試第2号） 1 この規則は、昭和51年1月1日から実施する。 2 この規則の実施の際、三級の技能検定に合格した者であって（次項においても同じ。）、自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者が二級の認定試験を受けようとする場合の受験資格については、改正後の認定試験規則		附 則 （昭和49年2月15日 日整連認試第1号） 1 この規則は、昭和49年2月15日から実施する。 2 第2号様式（合格証書）は、自動車タイヤ、自動車電気装置及び自動車車体に係る試験を 実施したときから施行する。 附 則 （昭和50年1月14日 日整連認試第2号） この規則は昭和50年1月14日から実施する。 附 則 （昭和50年8月1日 日整連認試第1号） この規則は昭和50年8月1日から実施する。 附 則 （昭和51年1月1日 日整連認試第2号） 1 この規則は、昭和51年1月1日から実施する。 2 この規則の実施の際、三級の技能検定に合格した者であって（次項においても同じ。）、自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者が二級の認定試験を受けようとする場合の受験資格については、改正後の認定試験規則	

第6条第1項第1号の規定は、この規則の実施の日から3年間は、同号中「3年」とあるのを「2年」と読み替えて適用する。 3 この規則の実施の際、自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者が、二級の認定試験を受けようとする場合の受験資格については、改正後の認定試験規則第6条第1項第2号の規定は、この規則の実施の日から1年6ヵ月間は、同号中「1年6ヵ月」とあるのを「1年」と読み替えて適用する。 附 則 （昭和53年8月18日 日整連認試第1号） この規則は昭和53年8月18日から実施する。 附 則 （昭和53年12月1日 日整連認試第2号） この規則は昭和53年12月1日から実施する。 附 則 （昭和54年6月1日 日整連認試第1号） この規則は昭和54年6月1日から実施する。 附 則 （昭和54年12月1日 日整連第54-307号） 1 この規則は、昭和55年4月1日から実施する。 2 この規則の実施後最初に行われる認定試験に限り、改正後の認定試験規則第11条に規定する申請書の様式は、なお従前のものによることができる。 附 則 （昭和59年12月11日 日整連第59-2	第6条第1項第1号の規定は、この規則の実施の日から3年間は、同号中「3年」とあるのを「2年」と読み替えて適用する。 3 この規則の実施の際、自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者が、二級の認定試験を受けようとする場合の受験資格については、改正後の認定試験規則第6条第1項第2号の規定は、この規則の実施の日から1年6ヵ月間は、同号中「1年6ヵ月」とあるのを「1年」と読み替えて適用する。 附 則 （昭和53年8月18日 日整連認試第1号） この規則は昭和53年8月18日から実施する。 附 則 （昭和53年12月1日 日整連認試第2号） この規則は昭和53年12月1日から実施する。 附 則 （昭和54年6月1日 日整連認試第1号） この規則は昭和54年6月1日から実施する。 附 則 （昭和54年12月1日 日整連第54-307号） 1 この規則は、昭和55年4月1日から実施する。 2 この規則の実施後最初に行われる認定試験に限り、改正後の認定試験規則第11条に規定する申請書の様式は、なお従前のものによることができる。 附 則 （昭和59年12月11日 日整連第59-2
---	---

36号)
この規則は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則 (昭和60年12月9日 日整連第60-223号)

1 この規則は、昭和60年12月9日から実施する。
2 この規則による改正前の自動車整備技能認定試験規則第6条第5号に規定する長期指導員訓練課程を修了した者についてはこの規則による改正後の自動車整備技能認定試験規則(以下「新規則」という。)第6条第5号に規定する指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則 (昭和62年5月20日 日整連第62-54号)

この規則は、昭和62年5月20日から実施する。

附 則 (平成5年12月28日 日整連第5-282号)

1 この規則は平成6年1月1日から実施する。
2 この規則の実施の際現にこの規則による改正前の自動車整備技能認定試験規則(以下「旧規則」という。)の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期大学の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が1年以上で訓練時間が1600時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第6条第1号の2イに掲げる者に該当するものとして新

36号)
この規則は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則 (昭和60年12月9日 日整連第60-223号)

1 この規則は、昭和60年12月9日から実施する。
2 この規則による改正前の自動車整備技能認定試験規則第6条第5号に規定する長期指導員訓練課程を修了した者についてはこの規則による改正後の自動車整備技能認定試験規則(以下「新規則」という。)第6条第5号に規定する指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則 (昭和62年5月20日 日整連第62-54号)

この規則は、昭和62年5月20日から実施する。

附 則 (平成5年12月28日 日整連第5-282号)

1 この規則は平成6年1月1日から実施する。
2 この規則の実施の際現にこの規則による改正前の自動車整備技能認定試験規則(以下「旧規則」という。)の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期大学の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が1年以上で訓練時間が1600時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第6条第1号の2イに掲げる者に該当するものとして新

規則の規定を適用する。

- 3 この規則の実施の際現に旧規則の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期学校の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が2年以上で訓練時間が3200時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第6条第1項4号イに掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。
- 4 旧規則による職業訓練大学校において、運輸装置科又は産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、新規則第6条第1項第5号に掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則 （平成9年3月12日 日整連第8－390号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 この規則による改正前の第1号様式による申請書は、この規則の改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成10年12月21日 日整連第10－311号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から実施する。ただし、第6条の規定は、平成11年4月1日から実施する。（経過措置）

規則の規定を適用する。

- 3 この規則の実施の際現に旧規則の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期学校の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が2年以上で訓練時間が3200時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第6条第1項4号イに掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。
- 4 旧規則による職業訓練大学校において、運輸装置科又は産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、新規則第6条第1項第5号に掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則 （平成9年3月12日 日整連第8－390号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から実施する。
- 2 この規則による改正前の第1号様式による申請書は、この規則の改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成10年12月21日 日整連第10－311号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成11年1月1日から実施する。ただし、第6条の規定は、平成11年4月1日から実施する。（経過措置）

2 旧規則第6条第5号に規定する職業能力開発大学校修了者については、新規則第6条第5号に規定する職業能力開発総合大学校修了者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

3 この規則による改正前の第1号様式による申請書は、この規則の改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成11年12月10日 日整連第11-302号)
(施行期日)

1 この規則は、平成12年1月1日から実施する。ただし、第9条に係るものにあつては、平成12年4月1日から実施する。
(経過措置)

2 改正前の認定試験規則第6条第5号に規定する雇用促進事業団が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期過程を修了した者については、改正後の認定試験規則(以下「新規則」という。)第6条第5号に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期過程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則 (平成12年5月17日 日整連第12-76号)

2 旧規則第6条第5号に規定する職業能力開発大学校修了者については、新規則第6条第5号に規定する職業能力開発総合大学校修了者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

3 この規則による改正前の第1号様式による申請書は、この規則の改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成11年12月10日 日整連第11-302号)
(施行期日)

1 この規則は、平成12年1月1日から実施する。ただし、第9条に係るものにあつては、平成12年4月1日から実施する。
(経過措置)

2 改正前の認定試験規則第6条第5号に規定する雇用促進事業団が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期過程を修了した者については、改正後の認定試験規則(以下「新規則」という。)第6条第5号に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期過程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則 (平成12年5月17日 日整連第12-76号)

(施行期日) 1 この規則は平成12年6月1日から実施する。 附 則 (平成12年12月12日 日整連第12—310号) (施行期日) 1 この規則は、平成13年1月1日から実施する。 附 則 (平成14年12月25日 日整連第14—340号) (施行期日) 1 この規則は、平成15年1月1日から実施する。ただし、第3条第10項の改正規定、第4条、第9条の改正規定及び第14条中合格証書の部分を除く改正規定は、平成15年4月1日から実施する。 附 則 (平成15年12月19日 日整連第15—372号) (施行期日) 1 この規程は、平成16年1月1日から実施する。ただし、第23条第1項第4号の規定は平成16年4月1日から実施する。 (経過措置) 2 この規程による改正前の自動車整備技能認定試験に合格した者は、この規程による改正後の自動車整備技能登録試験に合格した者とみなす。 3 この規定による改正前の認定試験規則第8条第1項第	(施行期日) 1 この規則は平成12年6月1日から実施する。 附 則 (平成12年12月12日 日整連第12—310号) (施行期日) 1 この規則は、平成13年1月1日から実施する。 附 則 (平成14年12月25日 日整連第14—340号) (施行期日) 1 この規則は、平成15年1月1日から実施する。ただし、第3条第10項の改正規定、第4条、第9条の改正規定及び第14条中合格証書の部分を除く改正規定は、平成15年4月1日から実施する。 附 則 (平成15年12月19日 日整連第15—372号) (施行期日) 1 この規程は、平成16年1月1日から実施する。ただし、第23条第1項第4号の規定は平成16年4月1日から実施する。 (経過措置) 2 この規程による改正前の自動車整備技能認定試験に合格した者は、この規程による改正後の自動車整備技能登録試験に合格した者とみなす。 3 この規定による改正前の認定試験規則第8条第1項第
--	--

1号の2イに規定する雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、この規定による改正後の登録試験事務規程（以下この項において「新規程」という。）第8条第1項第2号イに規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規程の規定を適用する。 附 則 （平成16年5月19日 日整連第16—69号） （施行期日） 1 この規程は、平成16年5月19日から実施する。 附 則 （平成17年5月20日 日整連第17—75号） （施行期日） 1 この規程は、平成17年5月20日から実施する。 附 則 （平成18年12月7日 日整連第18—310号） （施行期日） 1 この規程は、平成19年4月1日から実施する。 附 則 （平成19年12月10日 日整連第19—311号）	1号の2イに規定する雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、この規定による改正後の登録試験事務規程（以下この項において「新規程」という。）第8条第1項第2号イに規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規程の規定を適用する。 附 則 （平成16年5月19日 日整連第16—69号） （施行期日） 1 この規程は、平成16年5月19日から実施する。 附 則 （平成17年5月20日 日整連第17—75号） （施行期日） 1 この規程は、平成17年5月20日から実施する。 附 則 （平成18年12月7日 日整連第18—310号） （施行期日） 1 この規程は、平成19年4月1日から実施する。 附 則 （平成19年12月10日 日整連第19—311号）
--	--

(施行期日) 1 第3条の規定は平成20年2月1日から施行し、第5条の規定は平成20年10月1日から施行する。 2 第3条の規定の適用については、施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。 附 則 (平成20年12月9日 日整連第20—324号) (施行期日) 1 この規則は、平成21年6月1日から実施する。 附 則 (平成24年12月12日 日整連第24—324号) (施行期日) 1 この規則は、日整連の一般法人移行登記日から施行する。 附 則 (平成27年1月21日 日整連第26—342号) (施行期日) 1 この規則は、平成27年2月1日から実施する。 附 則 (平成28年6月24日 日整連第28—131号) (施行期日) 1 この規則は、平成28年6月24日から施行する。 附 則 (平成30年6月18日 日整連第30—160号)	(施行期日) 1 第3条の規定は平成20年2月1日から施行し、第5条の規定は平成20年10月1日から施行する。 2 第3条の規定の適用については、施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。 附 則 (平成20年12月9日 日整連第20—324号) (施行期日) 1 この規則は、平成21年6月1日から実施する。 附 則 (平成24年12月12日 日整連第24—324号) (施行期日) 1 この規則は、日整連の一般法人移行登記日から施行する。 附 則 (平成27年1月21日 日整連第26—342号) (施行期日) 1 この規則は、平成27年2月1日から実施する。 附 則 (平成28年6月24日 日整連第28—131号) (施行期日) 1 この規則は、平成28年6月24日から施行する。 附 則 (平成30年6月18日 日整連第30—160号)
--	--

(施行期日) 1 この規則は、平成30年6月7日から施行する。 附 則 (令和元年6月14日 日整連第31-134号) (施行期日) 1 この規則は、令和元年6月14日から施行する。 附 則 (令和2年9月10日 日整連第2-255号) (施行期日) 1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。 附則 (令和4年6月10日 日整連第4-122号) (施行期日) 1 この規則は、令和4年6月10日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の規則第13条に規定する写真は、改正後の規則第13条の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。 附 則 (令和7年7月18日 日整連第7-164号) (施行期日) 1 この規則は、令和7年7月18日から施行する。 別表1 (略)	(施行期日) 1 この規則は、平成30年6月7日から施行する。 附 則 (令和元年6月14日 日整連第31-134号) (施行期日) 1 この規則は、令和元年6月14日から施行する。 附 則 (令和2年9月10日 日整連第2-255号) (施行期日) 1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。 附則 (令和4年6月10日 日整連第4-122号) (施行期日) 1 この規則は、令和4年6月10日から施行する。 (経過措置) 2 改正前の規則第13条に規定する写真は、改正後の規則第13条の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。 別表1 (略)
--	---

別表 2 (略)	別表 2 (略)
-----------------	-----------------

自動車整備技能登録試験事務規程の一部改正について

自動車整備士技能検定規則及び自動車整備士技能検定規則の細目の改正を受け、自動車整備技能登録試験事務規程の一部を下記のとおり改正する。

記

自動車整備技能登録試験事務規程一部改正

（この規則の適用）

第1条 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下「日整連」という。）定款第4条第10号の規定に基づく自動車整備技能登録試験（以下「登録試験」という。）の実施については、「自動車整備士技能検定規則」（昭和26年運輸省令第71号。以下「検定規則」という。）第6条の7の規定により定められた、本規程によるものとする。

（目的）

第2条 登録試験は、自動車整備士として必要な自動車整備に関する知識及び技能を判定し、自動車整備の向上を図ることを目的とする。

（組織及び業務等）

第3条 登録試験の実施については、日整連定款第43条第1項の規定に基づく自動車整備技能登録試験中央委員会（以下「中央委員会」という。）、自動車整備技能登録試験地方委員会（以下「地方委員会」という。）及び自動車整備技能登録試験ブロック連絡委員会（以下「連絡委員会」という。）が、これにあたる。

- 2 中央委員会には事務局を置く。
- 3 中央委員会は委員長がこれを召集し、その議長となる。
- 4 事務局に関する規程は、別に定める。
- 5 中央委員会には分科会を置くことができる。

- 6 地方委員会は、都道府県（ただし、北海道にあつては運輸支局管轄区域）ごとに設ける。
- 7 連絡委員会は、運輸局管轄区域ごとに設ける。
- 8 中央委員会委員、地方委員会委員及び連絡委員会委員は、自動車整備振興会の役員、又は職員及び自動車の整備技術に関する学識経験を有する者のうちから、日整連会長が任命又は委嘱する。
- 9 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。
- 10 中央委員会は、日整連会長の指示を受け、次の事項をつかさどる。
 - (1) 登録試験の実施計画に関すること。
 - (2) 試験問題に関すること。
 - (3) 採点要領及び合格基準に関すること。
 - (4) 登録試験の監理に関すること。
 - (5) 登録試験の採点及び合格審査に関すること。
 - (6) 合格の取消に関すること。
 - (7) 登録試験の経理に関すること。
 - (8) 登録試験担当者の研修に関すること。
 - (9) その他登録試験に関すること。
- 11 地方委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、次の事項をつかさどる。
 - (1) 登録試験の監理に関すること。
 - (2) 受験資格審査に関すること。
 - (3) 受験の停止に関すること。
 - (4) 学科試験（口述試験に限る。）の採点に関すること。
 - (5) 実技試験の採点に関すること。
 - (6) 登録試験の経理に関すること。
 - (7) その他登録試験実施に関すること。
- 12 連絡委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、次の事項をつかさどる。
 - (1) 運輸局管轄区域内における登録試験実施の調整に関すること。
 - (2) 中央委員会と地方委員会との連絡に関すること。
- 13 中央委員会委員長は、登録試験の運営についての専門事項を審議するため、自動車整備技能登録試験運営専門委員会

(以下「運営専門委員会」という。)を設ける。

14 運営専門委員会委員は、自動車整備振興会の役員、又は中央委員会事務局職員のうちから、中央委員会委員長が任命又は委嘱する。

15 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。

16 運営専門委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、登録試験に関する運営上の専門的事項を審議する。

17 中央委員会委員長は、登録試験について技術的な専門事項を審議するため、自動車整備技能登録試験技術専門委員会(以下「技術専門委員会」という。)を設ける。

18 技術専門委員会は、中央委員会委員長の指示を受け、登録試験に関する試験問題作成等の技術上の専門的事項を審議する。

19 技術専門委員会には部会を置くことができる。

20 技術専門委員会は、自動車の整備技術に関する学識経験を有する者であって、次に掲げる条件に適合する者をそれぞれ2名以上含む10名以上で構成される合議制の機関とし、委員は日整連会長が任命又は委嘱する。

(1) 一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であって、自動車の整備作業に関し15年以上の実務の経験を有する者

(2) 学校教育法による大学において通算して3年以上工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者

(3) 国土交通省自動車局に置かれる検定委員又は検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行っている者

(4) 国の公務員として自動車の点検若しくは整備若しくは検査に関する法令に関する事務に従事した者又はこれと同等以上の知識を有する者

21 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。

22 中央委員会委員長は、登録試験に関し必要な場合は、顧問を置くことができる。

23 地方委員会は、口述試験及び実技試験の採点を行うため、試験専門委員を置く。

24 試験専門委員は、地方整備職員及び自動車の整備技術に関する学識経験を有する者のうち、次に掲げる条件のいずれかに適合する者の中から地方委員会委員長が推薦し日整連会長が委嘱する。

(1) 一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であって、自動車の整備作業に関し5年以上の実務の経験を有する者

(2) 国土交通省自動車局及び地方運輸局に置かれる自動車整備士技能検定委員又は同検定専門委員として技能検定に関する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に関する業務を行っている者

(3) 国の公務員として自動車の点検若しくは整備又は検査に関する法令に関する事務に従事した者

(4) 前第1号、第2号又は第3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

25 前項の委員の任期は2年とし、日整連役員の改選時期にならう。

(登録試験の種類)

第4条 登録試験の種類は次のとおりとする。

一級大型自動車学科試験 (筆記試験)

一級大型自動車学科試験 (口述試験)

一級大型自動車実技試験

一級小型自動車学科試験 (筆記試験)

一級小型自動車学科試験 (口述試験)

一級小型自動車実技試験

一級2輪自動車学科試験 (筆記試験)

一級2輪自動車学科試験 (口述試験)

一級2輪自動車実技試験

二級ガソリン自動車学科試験

二級ガソリン自動車実技試験

二級ジーゼル自動車学科試験

二級ジーゼル自動車実技試験

二級自動車シャシ学科試験

二級自動車シャシ実技試験

二級2輪自動車学科試験

二級2輪自動車実技試験

三級自動車シャシ学科試験

三級自動車シャシ実技試験

三級自動車ガソリン・エンジン学科試験
三級自動車ガソリン・エンジン実技試験
三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験
三級自動車ジーゼル・エンジン実技試験
三級2輪自動車学科試験
三級2輪自動車実技試験
自動車タイヤ学科試験
自動車タイヤ実技試験
自動車電気装置学科試験
自動車電気装置実技試験
自動車車体学科試験
自動車車体実技試験

2 学科試験は、筆記（一級の学科試験にあつては、筆記及び口述）により行う。

3 口述による学科試験（以下「口述試験」という。）は、同一種類の筆記による学科試験（国の実施した一級の検定試験による筆記試験を含む。以下「筆記試験」という。）に合格した者について行う。

4 一級の学科試験にあつては、口述試験に合格したことをもって学科試験に合格したものとする。

5 実技試験は、同一種類の学科試験（国の実施した検定試験による学科試験を含む。）に合格した者について行う。

（試験の一部免除）

第5条 一級の学科試験のうち、筆記試験（国の実施した検定試験による筆記試験を含む。）に合格し口述試験（国の実施した一級の検定試験による口述試験を含む。）に不合格となった者に対しては、その筆記試験の日（国の実施した一級の筆記試験に合格し口述試験に不合格となった者は、その筆記試験の日）から2年に達した日の属する月の末日までに行われる同一種類の筆記試験を免除する。

2. 学科試験（国の実施した検定試験による学科試験を含む。）に合格しその実技試験（国の実施した検定試験による実技試験を含む。）に不合格になった者に対しては、その実技試験の日から2年以内に行われる同一種類の登録試験に係る学科試験を免除する。

(登録試験の内容及び水準)

第6条 登録試験の内容及び水準は、別表1に定めるところによる。

2 登録試験の問題作成及び合否判定等は、次によるものとする。

(1) 合格基準

中央委員会は、試験実施の都度、検定規則第6条第6項の表第5号中の「国土交通大臣が定める基準」により合格基準を定める。

(2) 試験分野、出題数等

登録試験の種類別の試験分野、出題数、点数配分及び試験時間は原則として別表2に定めるところによる。

(一級の受験資格)

第7条 一級大型自動車、一級小型自動車又は一級2輪自動車の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 検定規則による自動車整備士の二級の技能検定(二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。以下この条において同じ。)に合格した日から自動車の整備作業に関し3年以上の実務の経験を有する者

(2) 二級の技能検定に合格した者であって、検定規則による一種養成施設(以下「一種養成施設」という。)の一級の課程を修了した者、又は修了見込の者

(二級の受験資格)

第8条 二級ガソリン自動車、二級ジーゼル自動車又は二級2輪自動車の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 検定規則による自動車整備士の三級の技能検定(以下「三級の技能検定」という。)に合格した日から自動車の整備作業に関し2年以上の実務の経験を有する者

(2) 次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年4ヵ月以上の実務の経験を有する者

イ 都道府県及び市町村が設置する職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による職業能力開発校(以下「職業能力開発校」という。)において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が1年以上で訓練時間が1400時間以上の職業訓練を受けた者

ロ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による工業学校を

含む。)又は中等教育学校(以下「高等学校」という。)の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者

ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)による四級海技士(機関)又はこれより上級の資格の海技従事者

ニ 航空法(昭和27年法律第231号)による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者

ホ 高等学校に相当する外国の学校の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者

ヘ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校(以下「大学」という。)又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者(当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

ト 一種養成施設の三級の課程を修了した者

チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者

(3) 職業能力開発促進法による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年4ヵ月以上の実務の経験を有する者

(4) 次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者
イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者(当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者

(5) 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し8ヵ月以上の実務の経験を有する者

(6) 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了し、訓練期間が2年以上で訓練時間が2800時間以上の職業訓練を受けた者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し8ヵ月以上の実務の経験を有する者

(7) 次に掲げる者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し4ヵ月以上の実務の経験を有する者

イ 第4号イ又はロに掲げる者

ロ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓

練時間が2800時間以上の職業訓練を受けた者

(8) 第2号ハ又はニに掲げる者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した者

(9) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校(独立行政法人雇用・能力開発機構が設置するものを含む。)において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者、又は修了見込の者(旧職業訓練法による職業訓練大学校において運輸装置科を訓練科目とする職業訓練指導員の長期訓練の課程を修了した者、又は修了見込の者を含む。)

(10) 一種養成施設の二級の課程を修了した者、又は修了見込の者

(11) 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者、又は卒業見込の者

(12) 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

2 二級自動車シャシの登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年4ヵ月以上の実務の経験を有する者

(2) 前項第2号イ、ロ若しくはホからチまでのいずれかに掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者

(3) 職業能力開発促進法による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者

(4) 前項第4号イ若しくはロ又は同項第7号ロに掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し8ヵ月以上の実務の経験を有する者

(5) 前項第9号から第11号までに掲げる者

(6) 国土交通大臣が、前各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

(三級の受験資格)

第9条 三級の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験(学科試験)の日の前日において次の各号(三級自動車シャシの登録試験を受ける場合にあつては第9号、三級自動車ガソリン・エンジン又は三級自動車ディーゼル・エンジンの登録試験を受ける場合にあつては第8号、三級2輪自動車の登録試験を受ける場合にあつては第8号及び第9号を除く。)のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 自動車の整備作業（三級2輪自動車の登録試験を受けようとする者にあつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。）に関し6ヵ月以上の実務の経験（15才となった日以後の経験に限る。以下同じ。）を有する者

(2) 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し3ヵ月以上の実務の経験を有する者

イ 前条第1項第2号ロからホまでに掲げる者

ロ 職業能力開発促進法による自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者

ハ 前条第1項第4号イ又はロに掲げる者

(3) 都道府県及び市町村が設置する職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者、又は修了見込の者であつて、訓練期間が1年以上で訓練時間が1400時間以上の職業訓練を受けた者

(4) 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（以下「大学」という。）又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者、又は卒業見込の者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者、又は修了見込の者を含む。）

(5) 一種養成施設の三級の課程を修了した者、又は修了見込の者

(6) 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者、又は卒業見込の者

(7) 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校（独立行政法人雇用・能力開発機構が設置するものを含む。）において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者、又は修了見込の者（旧職業訓練法による職業訓練大学校において運輸装置科を訓練科目とする職業訓練指導員の長期訓練の課程を修了した者、又は修了見込の者を含む。）

(8) 自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者

(9) 自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者

（タイヤ、電気装置及び車体の受験資格）

第10条 自動車タイヤ、自動車電気装置及び自動車車体の登録試験を受けようとする者は、当該登録試験（学科試験）の日の前日において次の各号（自動車タイヤ及び自動車電気装置の登録試験を受けようとする者にあつては、第3号（ロ及びハに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備作業に関し1年4ヵ月以上の実務の経験を有する者

(2) 第8条第1項第4号イ、ロ若しくは第7号ロ又は前条第2号ロに掲げる者であつて、受けようとする登録試験に係る

自動車の装置の整備作業に関し1年以上の実務の経験を有する者

(3) 次に掲げる者であって、受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備作業に関し8ヵ月以上の実務の経験を有する者

イ 第8条第1項第9号から第12号までに掲げる者

ロ 自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者

ハ 職業能力開発校において自動車車体整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2800時間以上の職業訓練を受けた者

(4) 一種養成施設の受けようとする登録試験に係る整備士を養成する課程を修了した者、又は修了見込の者

(5) 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の受けようとする登録試験に係る整備士を養成する課程を修めて卒業した者

、又は卒業見込の者

(6) 国土交通大臣が、受けようとする登録試験に係る自動車の装置の整備作業に関し、前各号に掲げる者の有する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

(登録試験の施行)

第11条 一級大型自動車学科試験、一級小型自動車学科試験、一級2輪自動車学科試験、二級ガソリン自動車学科試験、二級ジーゼル自動車学科試験、二級自動車シャシ学科試験、二級2輪自動車学科試験、三級自動車シャシ学科試験、三級自動車ガソリン・エンジン学科試験、三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験、三級2輪自動車学科試験、自動車タイヤ学科試験、自動車電気装置学科試験及び自動車車体学科試験は、原則として毎年1回以上行う。

2 前項以外の登録試験は、それぞれ日整連会長が必要と認めるときに行う。

3 学科試験のうち筆記試験は、原則として地方委員会ごとに行う。

4 口述試験及び実技試験は、日整連会長が指定する地方委員会で行う。

5 前項に規定する日整連会長が指定する地方委員会は、次のとおりとする。

自動車整備技能登録試験 札幌地方委員会

自動車整備技能登録試験 宮城地方委員会

自動車整備技能登録試験 新潟地方委員会

自動車整備技能登録試験 東京地方委員会

自動車整備技能登録試験	愛知地方委員会
自動車整備技能登録試験	大阪地方委員会
自動車整備技能登録試験	広島地方委員会
自動車整備技能登録試験	香川地方委員会
自動車整備技能登録試験	福岡地方委員会
自動車整備技能登録試験	沖縄地方委員会

6 年間の試験実施計画は自動車整備技能登録試験事務規程施行細則（以下「施行細則」という。）で定める。

（登録試験の公示等）

第12条 登録試験の種類、期日、実施場所等は年度当初、官報に公示する。

2 終了した試験の問題、解答（口述試験及び実技試験は除く。）及び合格基準は中央委員会が公表する。

（受験の申請）

第13条 登録試験を受けようとする者は、受けようとする登録試験の種類ごとに、自動車整備技能登録試験（学科・実技）受験申請書（様式は別途定める。以下「申請書」という。）に申請前6ヵ月以内に撮影した写真（脱帽し正面から写した縦4.5cm、横3.5cmのもので、裏面に受けようとする登録試験の種類、生年月日及び氏名を記載したもの。）1葉を添えて、受けようとする登録試験を実施する地方委員会委員長を経由して、日整連会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する者は、受験資格を有することを証する書面を提示しなければならない。

3 前項の受験資格を有することを証する書面とは、自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号。）第21条の合格証書、自動車整備技能者手帳、卒業証書、修了証書、修了（卒業）証明書、修了（卒業）見込証明書、事業主の発行する証明書、その他をいう。

4 第15条の試験を停止又は無効とされた者であって、登録試験を受けさせない期間が満了していない者及び第18条の登録試験の合格の取消しを受けた者であって、登録試験を受けさせない期間が満了していない者の申請は受理してはならない。

5 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第55条第4項の国が行う検定試験に不正があり、その試験を停止し、又は合格を無効とされた者であって、検定試験を受けさせない期間が満了していない者の登録試験の申請は受理してはならない。

(受験手数料)

第14条 受験手数料は次のとおりとする。

学科試験	一級	9, 300円
	一級以外	7, 200円
実技試験		14, 000円

2 前項の受験手数料の納付は現金とし、前条第1項の申請書の提出時に納付する。

ただし、同一種類の学科試験及び実技試験を受験する場合は、学科試験合格発表後の中央委員会が別に定める期日までに、実技試験の受験手数料を納付する。

(受験の停止等)

第15条 登録試験に関して不正の行為があったとき、中央委員会委員長及び地方委員会委員長は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又は、その試験を無効とすることができる。

この場合において、その者について、3年以内の期間を定めて登録試験を受けさせないことができる。

(採点及び合否判定)

第16条 中央委員会委員長は、試験終了後第6条第2項の合格基準に基づき合否判定を行い、合格者名簿を作成して地方委員会委員長に通知する。

(登録試験の合格通知等)

第17条 中央委員会委員長が登録試験の合格者（一級の学科試験のうち筆記試験のみの合格者を除く。）を決定したときは、日整連会長が自動車整備技能登録試験合格証書（様式は別途定める。以下「合格証書」という。）を交付する。

2 地方委員会委員長は、一級の学科試験のうち筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者に対し、登録試験（筆記）合格証明書（様式は別途定める。以下「合格証明書」という。）を交付する。

3 合格証書の再交付はしない。ただし、紛失等で合格証書による合格したことの証明が出来なくなった場合は、申請により合格証明（様式は別途定める。）を交付する。

(登録試験の合格の取り消し)

第18条 日整連会長は、登録試験に合格した者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その合格を取り消し、かつ、直ちに合格証書の返納を求めることができる。

この場合において、その者について、3年以内の期間を定めて登録試験を受けさせないことができる。

- (1) 登録試験に際し不正の行為があったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (3) 自動車の整備に関し技能が十分でないことが明らかになったとき。

(機密の保持等)

第19条 登録試験に関する委員会委員及びその他登録試験に関する職務を担当する者（以下「登録試験委員等」という。）は、登録試験に関する機密を漏洩してはならない。

2 登録試験委員等は、登録試験の公正な実施に務めなければならない。

3 登録試験に関する委員会委員が、登録試験に関する機密の漏洩をし、又は、公正な実施に違反したことが判明した場合は、その委員の任を解くものとする。

4 登録試験に関する職務を担当する職員が、登録試験に関する機密の漏洩をし、又は、公正な実施に違反したことが判明した場合は、以降、登録試験に関する職務に就けてはならない。

(登録試験の経理)

第20条 登録試験に関する経理は、中央委員会が行う。

(実施細目)

第21条 登録試験に関する細目は、施行細則の定めるところによる。

2 前項の施行細則は、中央委員会がこれを定める。

(登録試験業務の監査)

第22条 中央委員会委員長は、自動車整備技能登録試験監査委員会（以下「監査委員会」という。）委員長より自動車整備技能登録試験監査規則第10条の規定に基づく登録試験業務に関する勧告を受けた場合には、速やかに改善措置を講ずると

共に、その結果を監査委員会委員長に報告しなければならない。

(監督官庁への報告等)

第23条 次に掲げる事項について、毎事業年度又は試験実施の都度、国土交通大臣に報告するものとする。

(1) 試験の問題及び採点基準

試験実施の60日以前

(2) 全試験会場における試験の終了

試験実施当日

(3) 採点の結果

試験実施後15日以内

(4) 受験者数、合格者数、合格者名簿、試験問題及び不正受験者の有無

試験実施後30日以内

(5) 事業報告書、収支決算書

事業年度終了後90日以内

(6) 試験実施計画

事業年度開始30日以前

2 登録試験事務を行わないことになった場合には、その事由が発生した日以降遅延なく（ただし、登録試験事務の停止又は取消しを命ぜられた場合は、直ちに）、国土交通大臣と当該試験事務の引継ぎを行わなければならない。

附 則 (昭和46年1月27日 日整連認試第1号)

この規則は、昭和46年1月27日から実施する。

附 則 (昭和46年12月8日 日整連認試第2号)

この規則は、昭和46年12月8日から実施する。

附 則 (昭和47年8月23日 日整連認試第1号)

この規則は、昭和47年8月23日から実施する。

附 則 （昭和４８年６月１日 日整連認試第１号）

- 1 この規則は、昭和４８年６月１日から実施する。
- 2 自動車整備技能認定試験規則（昭和４８年日整連認試第１号）第４条に規定する種類は、旧自動車整備技能認定試験規則（昭和４６年日整連認試第１号、同第２号及び昭和４７年日整連認試第１号。以下「旧規則」という。）による次表左欄の認定試験については、同表右欄のこの規則による認定試験とする。

旧規則による認定試験の種類	この規則による認定試験の種類
自動車シャシ学科試験	三級自動車シャシ学科試験
自動車ガソリン・エンジン学科試験	三級自動車ガソリン・エンジン学科試験
自動車ジーゼル・エンジン学科試験	三級自動車ジーゼル・エンジン学科試験

附 則 （昭和４９年２月１５日 日整連認試第１号）

- 1 この規則は、昭和４９年２月１５日から実施する。
- 2 第２号様式（合格証書）は、自動車タイヤ、自動車電気装置及び自動車車体に係る試験を 実施したときから施行する。

附 則 （昭和５０年１月１４日 日整連認試第２号）

この規則は昭和５０年１月１４日から実施する。

附 則 （昭和５０年８月１日 日整連認試第１号）

この規則は昭和５０年８月１日から実施する。

附 則 （昭和５１年１月１日 日整連認試第２号）

- 1 この規則は、昭和５１年１月１日から実施する。
- 2 この規則の実施の際、三級の技能検定に合格した者であって（次項においても同じ。）、自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者が二級の認定試験を受けようとする場合の受験資格については、改正後の認定試験規則第６条第１項第１号の規定は、この規則の実施の日から３年間は、同号中「３年」とあるのを「２年」と読み替えて適用する。

3 この規則の実施の際、自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者が、二級の認定試験を受けようとする場合の受験資格については、改正後の認定試験規則第6条第1項第2号の規定は、この規則の実施の日から1年6ヵ月間は、同号中「1年6ヵ月」とあるのを「1年」と読み替えて適用する。

附 則 （昭和53年8月18日 日整連認試第1号）
この規則は昭和53年8月18日から実施する。

附 則 （昭和53年12月1日 日整連認試第2号）
この規則は昭和53年12月1日から実施する。

附 則 （昭和54年6月1日 日整連認試第1号）
この規則は昭和54年6月1日から実施する。

附 則 （昭和54年12月1日 日整連第54－307号）

1 この規則は、昭和55年4月1日から実施する。

2 この規則の実施後最初に行われる認定試験に限り、改正後の認定試験規則第11条に規定する申請書の様式は、なお従前のものによることができる。

附 則 （昭和59年12月11日 日整連第59－236号）
この規則は、昭和60年4月1日から実施する。

附 則 （昭和60年12月9日 日整連第60－223号）

1 この規則は、昭和60年12月9日から実施する。

2 この規則による改正前の自動車整備技能認定試験規則第6条第5号に規定する長期指導員訓練課程を修了した者についてはこの規則による改正後の自動車整備技能認定試験規則（以下「新規則」という。）第6条第5号に規定する指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則 （昭和 6 2 年 5 月 2 0 日 日整連第 6 2－5 4 号）
この規則は、昭和 6 2 年 5 月 2 0 日から実施する。

附 則 （平成 5 年 1 2 月 2 8 日 日整連第 5－2 8 2 号）

- 1 この規則は平成 6 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 この規則の実施の際現にこの規則による改正前の自動車整備技能認定試験規則（以下「旧規則」という。）の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期大学校の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が 1 年以上で訓練時間が 1 6 0 0 時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第 6 条第 1 号の 2 イに掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。
- 3 この規則の実施の際現に旧規則の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期学校の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が 2 年以上で訓練時間が 3 2 0 0 時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第 6 条第 1 項 4 号イに掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。
- 4 旧規則による職業訓練大学校において、運輸装置科又は産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、新規則第 6 条第 1 項第 5 号に掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則 （平成 9 年 3 月 1 2 日 日整連第 8－3 9 0 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この規則による改正前の第 1 号様式による申請書は、この規則の改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成 1 0 年 1 2 月 2 1 日 日整連第 1 0－3 1 1 号）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 1 1 年 1 月 1 日から実施する。ただし、第 6 条の規定は、平成 1 1 年 4 月 1 日から実施する。
（経過措置）
- 2 旧規則第 6 条第 5 号に規定する職業能力開発大学校修了者については、新規則第 6 条第 5 号に規定する職業能力開発総合大学校修了者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

3 この規則による改正前の第1号様式による申請書は、この規則の改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 （平成11年12月10日 日整連第11－302号）
（施行期日）

1 この規則は、平成12年1月1日から実施する。ただし、第9条に係るものにあつては、平成12年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 改正前の認定試験規則第6条第5号に規定する雇用促進事業団が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期過程を修了した者については、改正後の認定試験規則（以下「新規則」という。）第6条第5号に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期過程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則 （平成12年5月17日 日整連第12－76号）
（施行期日）

1 この規則は平成12年6月1日から実施する。

附 則 （平成12年12月12日 日整連第12－310号）
（施行期日）

1 この規則は、平成13年1月1日から実施する。

附 則 （平成14年12月25日 日整連第14－340号）
（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から実施する。ただし、第3条第10項の改正規定、第4条、第9条の改正規定及び第14条中合格証書の部分を除く改正規定は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 （平成15年12月19日 日整連第15－372号）

(施行期日)

1 この規程は、平成16年1月1日から実施する。ただし、第23条第1項第4号の規定は平成16年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の自動車整備技能認定試験に合格した者は、この規程による改正後の自動車整備技能登録試験に合格した者とみなす。

3 この規定による改正前の認定試験規則第8条第1項第1号の2イに規定する雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、この規定による改正後の登録試験事務規程（以下この項において「新規程」という。）第8条第1項第2号イに規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規程の規定を適用する。

附 則 （平成16年5月19日 日整連第16—69号）

(施行期日)

1 この規程は、平成16年5月19日から実施する。

附 則 （平成17年5月20日 日整連第17—75号）

(施行期日)

1 この規程は、平成17年5月20日から実施する。

附 則 （平成18年12月7日 日整連第18—310号）

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 （平成19年12月10日 日整連第19—311号）

(施行期日)

1 第3条の規定は平成20年2月1日から施行し、第5条の規定は平成20年10月1日から施行する。

2 第3条の規定の適用については、施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則 （平成20年12月9日 日整連第20—324号）
（施行期日）

1 この規則は、平成21年6月1日から実施する。

附 則 （平成24年12月12日 日整連第24—324号）
（施行期日）

1 この規則は、日整連の一般法人移行登記日から施行する。

附 則 （平成27年1月21日 日整連第26—342号）
（施行期日）

1 この規則は、平成27年2月1日から実施する。

附 則 （平成28年6月24日 日整連第28—131号）
（施行期日）

1 この規則は、平成28年6月24日から施行する。

附 則 （平成30年6月18日 日整連第30—160号）
（施行期日）

1 この規則は、平成30年6月7日から施行する。

附 則 （令和元年6月14日 日整連第31—134号）
（施行期日）

1 この規則は、令和元年6月14日から施行する。

附 則 （令和2年9月10日 日整連第2—255号）
（施行期日）

1 この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附則（令和4年6月10日 日整連第4－122号）
（施行期日）

1 この規則は、令和4年6月10日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則第13条に規定する写真は、改正後の規則第13条の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和7年7月18日 日整連第7－164号）
（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月18日から施行する。

別表1

（略）

別表2

（略）